

【令和8年度版】年度限定保育事業QA（令和8年4月利用開始）

1 制度について

(1) なぜ制度を変更したのですか。

利用料や施設への運営費の仕組みを、より公平で分かりやすい制度とするためです。市が利用申請の受付から利用調整・利用決定までを一元的に行う制度へ変更することで、利用料も通常の保育所等と同様、市民税所得割額に応じて細かく設定され、施設への運営費も施設の規模や種別に応じた、より公平で適正な金額となります。

(2) 令和9（2027）年度も継続して利用できますか。

年度限定保育事業は、利用できる期間がその年度の年度末までに限られている事業です。そのため、本事業を利用できるのは当該年度末までであり、翌年度に継続して利用することはできません。引き続き保育の利用を希望される場合は、改めて保育所等の利用申請が必要です。

また、令和9（2027）年4月の保育所等の利用申請において基準日時点で年度限定保育事業を利用して3月まで引き続き利用する予定の場合には、卒園児の加点として「1ランクアップ及び調整指数+5」が適用されます。この場合、「在園（利用）証明書」の提出は不要です。

2 対象となる児童について

(1) 転園保留となった場合には、年度限定保育事業を利用することはできますか。

転園申請の結果が保留となった場合でも、この事業を利用することができます。なお、年度限定保育事業に内定後、内定を辞退した場合、転園元の保育所等へは戻ることはできません。

(2) 横浜市外在住であるが、年度限定保育事業を利用できますか。

この事業を利用できるのは、横浜市内在住の方（年度限定保育事業利用開始までに転入予定の方も含む）です。

ただし、保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策事業※で保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）場合には、横浜市外在住の方でも利用できます。

※市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業

なお、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については、幼稚園教諭も可とします。

すでに二次利用申請までに上記要件を満たすことが確認できる書類をご提出いただいている場合、あらためて書類を提出する必要はありません。

二次利用申請時点では要件を満たしていなかったものの、年度限定保育事業の申込時点で要件を満たすことになった方は、申請期限内（令和8年3月12日（木）～令和8年3月15日（日））に申請フォームで添付して必要書類を提出してください。

なお、利用調整に使用するランクは二次利用調整時のランク及び調整指数が適用されます。（ランクについては4(1)をご参照ください。）

【必要書類】

保育士証（または国家戦略特別区域限定保育士証）、看護師免許証、保健師免許証、助産師免許証、准看護師免許証、幼稚園教諭免許状のコピー及び保育士等就労に関する誓約書兼証明書

※幼稚園教諭は、市型預かり保育または2歳児受入れ推進事業実施園に限ります。

※保育士等の子どもの優先的取扱いにて入所した場合は、「保育士等就労に関する誓約書兼証明書」に記載されている事項を遵守していただく必要があります。

(3) 二次利用申請時点では横浜市へ転入予定がなかったが、年度限定保育事業の申込時に令和8年3月31日までに横浜市へ転入予定となった場合、年度限定保育事業を利用できますか。

利用できます。下記資料のうち、契約者氏名、横浜市への転入時期（引渡し日が利用開始日よりも前の日付）および転入後の住所が分かるものを申請期限内（令和8年3月12日（木）～令和8年3月15日（日））に申請フォームで添付して提出してください。

- ・賃貸契約書のコピー
- ・不動産売買契約書のコピー
- ・工事請負契約書のコピー 等

なお、利用調整に使用するランクは二次利用調整時のランク及び調整指数が適用されます。（ランクについては4(1)をご参照ください。）

ただし、令和8年3月31日までに横浜市に転入されなかった場合には、この事業をご利用いただくことはできません。

(4) 4月一次申請をして内定しましたが、きょうだい児と園をそろえるため二次申請をしました。二次申請で保留になった場合、年度限定保育事業を利用することはできますか。

4月の利用申請においては「内定」となりますので、対象外です。

(5) 4月一次申請をして内定しましたが、転居を理由に二次申請をしました（一次申請の内定は辞退）。二次申請で保留になった場合、年度限定保育事業を利用することはできますか。

4月の利用申請においては「保留」となりますので、この事業を利用することができます。

3 申請について

(1) 郵送で申請できますか。

令和8年4月入所に向けては、申請期間が非常に短いため、郵送での申請は受け付けていません。オンラインでの申請が難しい場合は、令和8年3月13日（金）17時までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課の窓口にてご申請ください。

(2) 実施施設が少ないように感じます。

実施施設の一覧は随時更新され、令和8年4月入所に向けた実施施設は2月末に確定します。最新の情報は、横浜市ホームページでご確認ください。

(3) オンライン申請のURLがわかりません。

利用調整の結果が保留となった方へお送りする通知に、申請に必要な案内を同封しています。見当たらない場合などは、こども青少年局保育対策課へお問い合わせください。

【電話受付時間】月～金（祝日除く）午前9時00分から午後5時00分まで
こども青少年局保育対策課 年度限定保育事業担当
電話 045-671-4469

(4) 申請後、希望する施設を変更したい場合はどうすればよいですか。

年度限定保育事業の申請期限内（令和8年3月12日（木）～令和8年3月15日（日））であれば、オンラインで希望施設の変更が可能です。申請フォームで申請区分「年度限定保育事業の希望する施設・事業を変更する」を選択し、手続きを行ってください。

※オンラインは23時59分までの送信分が有効です。

(5) 年度限定保育事業の利用申請を取り下げたい場合はどうすればよいですか。

年度限定保育事業の申請期限内（令和8年3月12日（木）～令和8年3月15日（日））に、オンラインで取下げの手続きを行ってください。申請フォームで申請区分「年度限定保育事業の申請を取下げる」を選択し、手続きを行ってください。通常の保育所等の利用申請も含めてすべて取下げる場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」にてお手続きください。

※オンラインは23時59分までの送信分が有効です。

4 利用調整について

(1) なぜ直近の利用調整（令和8年4月入所は二次利用調整）でのランク及び調整指数が使われるのですか。

年度限定保育事業は、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児をお預かりする事業です。

通常保育の申請が保留になったことを確認する必要があるため、利用開始までの期間が非常に限られており、申請いただいた方にできるだけ早く結果をお伝えすることを優先していることから、新たにランクを算定せず、直近の利用調整ですでに審査された中で、最も高いランクと調整指数を用いて利用調整を行います。

(2) 「きょうだいと同時に利用申請を行う場合」の意向が反映されないのはなぜですか。

年度限定保育事業は、保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用して保育を提供する事業であり、受け入れられる年齢や枠が限られています。

このため、本事業では、「きょうだい別々の園になっても構わない方」、「きょうだいのうち1人だけでも利用を希望する方」にご利用いただくことを想定しています。こうした事業の性質上、きょうだいと同時に利用申請を行う場合の「きょうだいを同じ園にそろえたい」「きょうだいの一部の子どものみの利用は希望しない」といった意向については、反映しない取扱いとします。

5 利用決定・保留となった場合

(1) 利用が決まったあとに辞退したい場合はどうすればよいですか。

やむを得ず辞退する場合は、内定した保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に「認定取消・利用取消申請書」を速やかに提出してください。利用開始日より前（令和8年3月31日まで）に提出されない場合、提出日までの利用料がかかります。なお、辞退後に再び利用を希望する場合は、通常の保育所等を含め、改めて申請が必要です。

また、この事業の利用が決定すると、「保留」ではなくなるため、利用を辞退した場合には「保育所等に入所できなかったことを証明する書類（保留通知書）」は交付されません。

(2) この事業の利用が決定すると、一次利用申請、二次利用申請において希望した保育所等に空きが生じた際の案内は受けられないのですか。

二次利用調整の結果が保留となった場合、希望した保育所等で内定辞退等により空きが生じた際には、優先順位の高い方から順に利用をご案内することがありますが、この事業の利用が決定すると保留ではなくなるため、案内は行われません。

(3) 通常の保育所等も年度限定保育事業も「保留」の場合、翌月に再度申請する必要はありますか。

再申請は不要です。

通常の保育所等の利用申請で希望した保育所等・年度限定保育事業で希望した保育所等について、利用申請者として登録され、利用が内定するまで自動的に翌月以降（令和9年3月まで有効）の利用調整の対象になります。

希望施設の変更・取下げを希望する場合には、別途手続きが必要です。手続きの詳細については、上記「3 申請について (4)および(5)」をご覧ください。

(4) きょうだいA・Bが同時に保育所等の申請を行いました。利用調整の結果、児童Aが年度限定保育事業で利用が決定し、児童Bは保留となった場合、児童Aだけが年度限定保育事業を利用しながら、児童Bの入所ができるまで育児休業を延長することはできますか。

通常の保育所等の場合と同様、必要な条件を満たしている場合（全員が入所できたら、復職する意向がある ほか）には、一部のお子さんを保育所等に通わせながら、そのほかのお子さんの入所を待つことができます。

詳細は以下のページをご覧ください。

【参考】きょうだい同時の保育所等の利用申請に関する取扱いについて

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/kyoudaidoujisinsei.html>

6 利用中・利用後について

(1) 年度限定保育事業の利用中に通常の保育所等へ転園できますか。

通常の保育所等の利用を希望する場合は、転園申請が必要です。同一年度内の利用調整では、基準日時点でこの事業を利用している場合、「調整指数+1」が付与されます（「在園（利用）証明書」の提出は不要です）。ただし、転園が内定したあとに辞退しても、元の年度限定保育事業に戻ることはできません。

(2) 転園が内定しました。辞退して、年度限定保育の利用を続けることはできますか。

転園が内定した場合、内定を辞退しても元の年度限定保育事業の利用を継続することはできません。

(3) 小規模保育事業の年度限定保育を利用している2歳児が、年度末に利用を終了した場合、連携施設への優先入所の対象となりますか。

年度限定保育事業は、利用できる期間がその年度の年度末までに限られている事業のため、連携施設への優先入所の対象にはなりません。

(4) 下の子の育児休業中に、年度限定保育事業を利用している上の子が年度末に利用を終了し、保育所等へ進級する場合、育児休業の利用継続事由で利用を続けられますか。

年度限定保育事業は、利用できる期間がその年度の年度末までに限られている事業のため、年度末に利用を終了したあと、育児休業の利用継続事由（※）により保育所等を利用することはできません。

保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。

※ 年度限定保育事業を利用中に、在園児以外の子の育児休業を取得する場合には、既に利用中の事業の利用継続を希望し、当該育児休業の間に継続して利用することが必要であると認められ

る際に、育児休業中の同一事業の利用継続を、年度末までを限度に認めています。

7 令和8年5月以降の利用開始について

(1) 年度途中から年度限定保育事業の利用を開始することはできますか。

年度途中から新たに年度限定保育事業の利用を開始することは可能です。
利用を希望する場合は、通常の保育等利用申請と同日の締切日までに申請してください。締切日は「横浜市保育所等利用案内」でご確認ください。

当月の通常保育における利用調整の結果、保留となった児童について、年度限定保育事業の利用調整を行い、利用が決定した場合は翌月1日から利用開始します。(例 6月10日までに年度限定保育事業を申請し、利用が決定した場合は7月1日から利用開始)

原則、月途中の入所はありません。最新の実施施設一覧は、ホームページでご確認ください。